

# 治療と就業の両立支援指針案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

## 1. 制定の趣旨

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号。以下「改正法」という。）第1条による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第27条の3第2項の規定に基づき、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するために事業主が講ずるよう努めるべき措置に関する指針を定めるもの。

## 2. 指針の内容

### （1）趣旨

本指針は、事業主による、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定める。

### （2）対象

本指針が対象とする疾病（負傷を含む。以下同じ。）は、国際疾病分類に掲げられている疾病であって、医師の診断により、増悪の防止等のため反復・継続して治療が必要と判断され、かつ、就業の継続に配慮が必要なものである。

また、本指針は、雇用形態に関わらず、労働者全てを対象とする。

### （3）治療と就業の両立支援を行うにあたっての留意事項

#### ① 安全と健康の確保

就業によって、疾病の増悪や再発、労働災害が生じないよう、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な就業上の措置及び治療に対する配慮（以下「就業上の措置等」という。）を行うことが就業の前提となる。したがって、業務の繁忙等を理由に必要な就業上の措置等を行わないことはあってはならない。

#### ② 労働者本人の取組

疾病を抱える労働者本人が、治療や疾病的増悪防止について適切に取り組むことが重要である。

#### ③ 労働者本人の申出

治療と就業の両立支援は、私傷病である疾病に関わるものであることから、労働者本人から支援を求める申出がなされたことを端緒に取り組むことが基本となる。

#### ④ 措置等の検討と実施

治療と就業の両立支援を申し出た労働者への対応の検討に当たり、労働者に対する措置等を事業主が一方的に判断しないような取組が必要である。

#### ⑤ 治療と就業の両立支援の特徴を踏まえた対応

疾病的症状又は治療の副作用若しくは後遺症等によって、業務遂行能力が一時的に低

下する場合等があり、労働者本人の健康状態や業務遂行能力も踏まえた就業上の措置等が必要となる。

⑥ 個別事例の特性に応じた配慮

症状や治療方法等は個人ごとに大きく異なるため、個人ごとに取るべき対応やその時期等は異なるものであり、個別事例の特性に応じた配慮が必要である。

⑦ 対象者、対応方法等の明確化

事業場の状況に応じて、事業場内ルールを労使の理解を得て作成するなど、治療と就業の両立支援の対象者、対応方法等を明確にしておくことが必要である。

⑧ 個人情報の保護

支援を行うためには、症状、治療の状況等の疾病に関する個人情報（以下「健康情報」という。）が必要となるが、当該情報は機微な情報であることから、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断において把握した場合を除いては、原則として、事業主が労働者本人の同意なく取得してはならない。また、健康診断又は労働者本人からの申出により事業主が把握した健康情報については、当該情報を取り扱う者の範囲や第三者への漏洩の防止も含めた適切な情報管理体制の整備が必要である。

⑨ 治療と就業の両立支援にかかる関係者間の連携の重要性

関係者（事業場の関係者、医療機関の関係者及び地域で事業主や労働者を支援する関係機関・関係者）が必要に応じて連携することで、労働者本人の症状や業務内容に応じた、より適切な支援の実施が可能となる。

特に、治療と就業の両立支援のためには、事業場と医療機関との連携が重要であり、労働者本人を通じた主治医との情報共有や、本人の同意を得た上での産業保健スタッフ（産業医又は労働者数が50人未満の事業場で労働者の健康管理等を行う医師（以下「産業医等」という。）や保健師、看護師等をいう。以下同じ。）や人事労務担当者と主治医との連携が必要である。

（4）治療と就業の両立支援を行うための環境整備

① 事業主による基本方針の表明等と労働者への周知

事業主として、治療と就業の両立支援に取り組むに当たっての基本方針を表明し、全ての労働者に周知する。

② 研修等による意識啓発

全ての労働者及び管理職に対して、治療と就業の両立支援に関する研修等を通じた意識啓発を行う。

③ 相談窓口等の明確化

治療と就業の両立支援は、労働者からの申出を原則とすることから、相談窓口や申出が行われた場合の当該情報の取扱い等を明確にする。

④ 治療と就業の両立支援に関する制度、体制等の整備

休暇制度・勤務制度の整備、申出があった場合の対応手順及び関係者の役割の整理、関係者間の円滑な情報共有のための仕組みづくり等

⑤ 事業場内外の連携

支援の取組に当たっては、産業保健スタッフや主治医と連携するとともに、必要に応じて、主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等や、都道府県労働局、都道府県の産業保健総合支援センター、保健所等の保健師、社会保険労務士等の支援を受ける。

#### (5) 治療と就業の両立支援の進め方

治療と就業の両立支援は以下の流れで進めることが望ましい。

- ① 労働者が、事業主に申出を行った上で、主治医から支援に必要な情報（症状、治療の状況や就業上の措置等に関する意見等）を収集して事業主に提出
- ② 事業主が、主治医から提供された情報を産業医等に対して提供し、就業継続の可否、就業上の措置等に関する産業医等の意見を聴取
- ③ 事業主が、主治医や産業医等の意見を勘案し、就業継続の可否を判断
- ④ 事業主が、労働者の就業継続が可能と判断した場合、就業上の措置等の内容、実施時期等を検討・決定し、実施（入院等による休業を要しない場合の対応）
- ⑤ 事業主が、労働者に対し、長期の休業が必要と判断した場合、休業開始前の対応及び休業中のフォローアップを行うとともに、労働者の疾病の症状が回復した際には、職場復帰の可否を判断した上で、産業保健スタッフ等と連携して、職場復帰後の就業上の措置等の内容、実施時期等を検討・決定し、実施（入院等による休業を要する場合の対応）
- ⑥ 治療後の経過が悪い場合の対応

事業主は、労働者の意向も考慮しつつ、主治医や産業医等の意見を求め、治療や症状の経過に沿って、就業継続の可否について慎重に判断する必要がある。

- ⑦ 業務遂行に影響を及ぼしうる状態の継続が判明した場合への対応

作業の転換等の就業上の措置について主治医や産業医等の意見を求め、その意見を勘案し、十分な話し合いを通じて労働者本人の了解が得られるよう努めた上で、就業上の措置を実施する。

- ⑧ 疾病が再発した場合の対応

事業主は、あらかじめ疾病が再発することも念頭に置き、再発した際には状況に合わせて改めて検討することが重要である。

### 3. 根拠法令

改正法第1条による改正後の法第27条の3第2項

### 4. 適用期日等

告示日：令和8年2月（予定）

適用期日：令和8年4月1日